

2. 環境基準等

(1) 大気汚染関係

① 大気の汚染に係る環境基準

(イ) 環境基準

物質（告示）	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (S48. 5. 16)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素 (S53. 7. 11)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質 (S48. 5. 8)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 20mg/ m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
微小粒子状物質 (H21. 9. 9)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
光化学オキシダント (S48. 5. 8)	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はフリンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (S48. 5. 8)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
ベンゼン (H9. 2. 4)	1 年平均値が 0. 003mg/ m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン (H9. 2. 4)	1 年平均値が 0. 2mg/ m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9. 2. 4)	1 年平均値が 0. 2mg/ m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン (H13. 4. 20)	1 年平均値が 0. 15mg/ m ³ 以下であること。	
備 考		
<p>1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m以下のものをいう。</p> <p>2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2. 5 μ mの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>4. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、指定物質として規制。</p>		

*環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

(ロ) 達成期間等

- a 一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- b 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。
- c 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、またはこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。環境基準を維持し、または達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

② 環境基準による大気汚染の評価

環境基準には短期的評価と長期的評価がある。二酸化いおう・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質については、短期的評価と長期的評価、二酸化窒素については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価が定められている。

※年間の1日平均値…1年間にわたる1時間値の1日平均値

※2%除外値…年間の1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除いた後の最高値

※98%値…年間の1日平均値の低いほうから98%の範囲内にあるもののうちの最高値

(2) 水質汚濁関係

① 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日告示、平成12年3月29日一部改正、平成23年5月6日一部改正）

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当水域	達成期間
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数		
AA	水道1級・自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml 以下	1. 筑後川（松原ダムより上流）	イ
A	水道2級・水産1級・水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN /100ml 以下	1. 筑後川（松原ダムから豆津橋まで） 2. 宝満川（原川合流点より上流） 3. 沼川（全域） 4. 巨瀬川（全域） 5. 高良川（下川原橋より上流） 6. "（" " 下流） 7. 広川（日道橋から下流）	イ イ イ イ イ イ
B	水道3級・水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000 MPN /100ml 以下	1. 筑後川（豆津橋から下流） 2. 宝満川（原川合流点より下流） 3. 山ノ井川（全域）5月～9月 4. 広川（日道橋から上流） 5. 大刀洗川（全域）	ロ ロ イ イ イ
C	水産3級・工業用水1級およびDの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—	1. 金丸川（全域） 2. 山ノ井川（全域）10月～4月	ハ ロ
D	工業用水2級・農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—		
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—		

備考

1. 基準値は、月間平均値とする（湖沼もこれに準じる）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする。（湖沼もこれに準じる）
3. 達成期間の分類
イ：直ちに達成
ロ：5年以内に可及的速やかに達成
ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道1級: 濾過等による簡単な浄水操作を行うもの。

〃 2級: 沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。

〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

水産1級: ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。

〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。

〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの。

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度。

・ 筑後川、宝満川はS48年3月31日、沼川はS49年4月1日。

その他の河川は、S48年7月28日指定。

(ロ) 水生生物環境の保全に関する環境基準(河川及び湖沼)

(平成24年8月22日一部改正、平成25年3月27日一部改正)

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			本市の該当水域
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.001mg/1以下	0.03mg/1以下	
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下	
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下	・ 筑後川下流 (北里川合流点より下流に限る。ただし、松原ダム貯水池を除く) ・ 宝満川全域
	生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

(ハ) 要監視項目の水域類型及び指針値 (平成25年3月27日一部改正)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/1以下
		生物特A	0.006mg/1以下
		生物B	3mg/1以下
		生物特B	3mg/1以下
フェノール		生物A	0.05mg/1以下
		生物特A	0.01mg/1以下
		生物B	0.08mg/1以下
		生物特B	0.01mg/1以下
ホルムアルデヒド		生物A	1mg/1以下
		生物特A	1mg/1以下
		生物B	1mg/1以下
		生物特B	1mg/1以下
4-t-オクチルフェノール		生物A	0.001mg/1以下
		生物特A	0.0007mg/1以下
		生物B	0.004mg/1以下
		生物特B	0.003mg/1以下
アニリン	生物A	0.02mg/1以下	
	生物特A	0.02mg/1以下	
	生物B	0.02mg/1以下	
	生物特B	0.02mg/1以下	
2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03mg/1以下	
	生物特A	0.003mg/1以下	
	生物B	0.03mg/1以下	
	生物特B	0.02mg/1以下	

(ニ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日告示、平成24年5月25日一部改正、平成26年3月20日一部改正、平成26年11月17日一部改正)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/1 以下	1,1,1-トリクロエタン	1 mg/1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロエタン	0.006 mg/1 以下
鉛	0.01 mg/1 以下	トリクロエチレン	0.01 mg/1 以下
六価クロム	0.05 mg/1 以下	テトラクロエチレン	0.01 mg/1 以下
ヒ素	0.01 mg/1 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下	チウラム	0.006 mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/1 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下	ベンゼン	0.01 mg/1 以下
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下	セレン	0.01 mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/1 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下
1,2-ジクロエタン	0.004 mg/1 以下	フッ素	0.8 mg/1 以下
1,1-ジクロエチレン	0.1 mg/1 以下	ホウ素	1 mg/1 以下
シス-1,2-ジクロエチレン	0.04 mg/1 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシスの濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(ホ) 河川の水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日告示、平成25年3月27日一部改正、平成26年3月20日一部改正、平成26年11月17日一部改正)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/1 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
鉛	0.01 mg/1 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
六価クロム	0.05 mg/1 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1 以下
ヒ素	0.01 mg/1 以下	チウラム	0.006 mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下	シマジン	0.003 mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下	セレン	0.01 mg/1 以下
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1 以下	フッ素	0.8 mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1 以下	ホウ素	1 mg/1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下		

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(ハ) 要監視項目及び指針値(人の健康の保護に係る項目)

(平成5年3月8日告示、平成11年2月22日一部改正、平成16年3月31日一部改正、平成21年11月30日一部改正)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/1 以下	*フェノバルブ (BPMC)	0.03 mg/1 以下
・トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下	*イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/1 以下
1,2-ジクロロプロペン	0.06 mg/1 以下	*カルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/1 以下	トルエン	0.6 mg/1 以下
*イソキサチオン	0.008 mg/1 以下	キシレン	0.4 mg/1 以下
*ダイアジノン	0.005 mg/1 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/1 以下
*フェントチオン(MEP)	0.003 mg/1 以下	ニッケル	—
*イソプロチオラン	0.04 mg/1 以下	モリブデン	0.07 mg/1 以下
*オキシシン銅(有機銅)	0.04 mg/1 以下	アンチモン	0.02 mg/1 以下
*クロタコニル(TPN)	0.05 mg/1 以下	・塩化ビニルモノマー	0.002 mg/1 以下
*プロピザミド	0.008 mg/1 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/1 以下
*EPN	0.006 mg/1 以下	全マンガン	0.2 mg/1 以下
*ジクロロホス (DDVP)	0.008 mg/1 以下	ウラン	0.002 mg/1 以下

※人の健康の保護に関連する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では環境基準の健康項目とせず、引き続き知見の集約に努めるべきと判断されるものを「要監視項目」と位置付けられている。

※上記表の*印は農薬。

※上記表の・印は公共用水域のみ適用

② 水道水の水質基準(基準項目)(平成5年12月1日施行、平成22年2月17日一部改正、平成23年4月1日一部改正)

項目名	基準	項目名	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	総トリハロメタン(クロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/1以下
大腸菌	検出されないこと		
カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	ブromoジクロロメタン	0.03mg/1以下
セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	ブromoホルム	0.09mg/1以下
鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下
ひ素及びその化合物	0.01mg/1以下	亜鉛	1.0mg/1以下
六価クロム化合物	0.05mg/1以下	アルミニウム	0.2mg/1以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	鉄	0.3mg/1以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	銅	1.0mg/1以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	ナトリウム	200mg/1以下
フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	マンガン	0.05mg/1以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	塩化物イオン	200mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	蒸発残留物	500mg/1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下
ジクロロメタン	0.02mg/1以下	ジエオスミン	0.00001mg/1以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下
トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下
ベンゼン	0.6mg/1以下	フェノール類	0.005mg/1以下
塩素酸	0.6mg/1以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下
クロロ酢酸	0.02mg/1以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロホルム	0.06mg/1以下	味	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	臭気	異常でないこと
ジブromoクロロメタン	0.1mg/1以下	色度	5度以下
臭素酸	0.01mg/1以下	濁度	2度以下

③ 農業用水の水質基準(昭和45年3月 農林水産省策定)

項目名	基準
pH	6.0~7.5
COD	6mg/1以下
SS	100mg/1以下
DO	5mg/1以下
T-N	1mg/1以下
電気伝導率	0.3mS/cm以下
ひ素	0.05mg/1以下
亜鉛	0.5mg/1以下
銅	0.02mg/1以下

(注) 電気伝導度はJISK0101による測定法では、KCl標準液744.0 mg/1に対して774(0℃)~1409(25℃) μ S/cm程度である。従って、0.3mS/cm=300 μ S/cmはKCl濃度としては、約160 mg/1(25℃)に相当する。

(3) 土壌汚染関係

土壌汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46条）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1㍓につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1㍓につき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1㍓につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1㍓につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1㍓につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1㍓につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1㍓につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1㍓につき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1㍓につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1㍓につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1㍓につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1㍓につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1㍓につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1㍓につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1㍓につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1㍓につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
セレン	検液1㍓につき0.01mg以下であること。
フッ素	検液1㍓につき0.8mg以下であること。
ホウ素	検液1㍓につき1mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、フッ素及びホウ素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1㍓につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1㍓につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

※ 環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地、その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

○環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあつては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 騒音・振動関係

① 騒音に係る環境基準

(イ) 一般地域

等価騒音レベル Leq(dB(A))

地域の類型		基準値		当てはめる地域（福岡県）
		昼間	夜間	
A A	特に静穏を要する地域	50以下	40以下	—
A	専ら住居の用に供する地域	55以下	45以下	騒音規制法に基づく第1種区域
B	主に住居の用に供する地域			騒音規制法に基づく第2種区域
C	相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域	60以下	50以下	騒音規制法に基づく第3種区域 騒音規制法に基づく第4種区域

時間の区分 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

(ロ) 道路に面する地域

等価騒音レベル Leq(dB(A))

地域の区分	基準値	
	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

等価騒音レベル Leq(dB(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下
備考		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道、但し、市町村道にあたっては、4車線以上の区間に限る。 ・ 近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端より15m、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端より20mの範囲となる。 ・ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45以下、夜間40以下）による。 		

(ハ) 備考

- ・ この環境基準は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。
- ・ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業音には適用しない。

② 自動車騒音の要請限度（平成12年4月1日施行）

単位：等価騒音レベル（Leq）

	区域の区分	時間の区分	
		昼間(午前6時~午後10時)	夜間(午後10時~午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考			
1 a区域：専ら居住の用に供される区域			
2 b区域：主として住居の用に供される区域			
3 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域			

上記に掲げる区域のうち幹線道路を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

* 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）

③ 自動車振動の要請限度

（単位：dB）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時~午後7時)	夜間 (午後7時~翌日午前8時)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

要請限度

自動車による道路の騒音・振動が、この基準を超えていることによって周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路の舗装・維持又は修繕等の措置をとるべきことを要請できる基準です。

(5) ダイオキシン関係

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K 0 3 1 2 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下 (※H14. 9.1 より適用)	水底の底質中に含まれているダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計より測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- ※ ・大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・水底の底質に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用する。
- ・土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- ※ ・環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- ・環境基準が現に達成されている地域もしくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- ・土壌汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止することとする。